

労働安全衛生法の規定による

労働者数が常時10名以上50名未満の非工業的業種事業場対象

衛生推進者

養成講習会 開催のご案内

主 催 一般社団法人 名北労働基準協会

(愛知労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関)

<ご 案 内>

労働安全衛生法第12条の2の規定により、規模10名以上50名未満の事業者には衛生に関する業務を担当する者として「衛生推進者」を選任するよう義務づけられています。

本社と支店がある場合、各支店においてもパート・アルバイトを含め常時10名以上の労働者を使用している場合は、それぞれに選任する必要があります。

いまだ選任を行っていない事業場の方は、講習会をぜひご利用ください。

衛生推進者を選任すべき規模・業種

規模	業種	選任
常時 10 人以上 50 人未満の労働者 を使用する事業場	一、林業 鉱業 建設業 運送業及び清掃業 二、製造業（物の加工業含む） 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具じゅう器等卸売業 各種商品小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業及び機械修理業	安全衛生推進者
	上記以外の業種	衛生推進者

- 開催日 ①2019年 5月31日（金） ②2019年 7月18日（木）
③2019年 9月27日（金） ④2019年 11月25日（月）
⑤2020年 2月 3日（月） のいずれか1日

- 時 間 午前9時30分 ～ 午後4時20分

- 会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室

名古屋市北区清水1-13-1

TEL(052)961-1666

※会場には駐車場はございませんが、近隣には
格安コインパーキングが多数ございます。
開講時間まで充分時間を見ていただいたうえで、
各自の責任・負担でご利用ください。

定 員 50名

会 費 9,250円
(テキスト代・昼食代・消費税を含みます)

その他 講習修了者には修了証を交付します。
受講票送付時に、会場の地図をお送りいたします。

会場略図



H31.3h